

西宮市からのお知らせ

令和8年度から新分別区分です！

西宮市では、さらなるごみの減量、再資源化を推進のため、令和8年4月からごみの分別区分を変更します。「その他プラ」の指定袋を、「共通指定袋」へ変更して、効率のよい再資源化を推進します。ご理解、ご協力をお願いします。（※国道2号以南地区（西宮浜・高須町は除く）については令和8年1月から）

【現在の分別区分・収集形態・収集回数】

分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
もやすごみ	もやすごみ用 専用指定袋	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・小型複合製品・再資源化できない紙・布・傘・小型家電 等	週2回
その他プラ	専用指定袋	容器包装プラスチック	週1回
もやさないごみ	コンテナ	ガラスびん・スチール缶・アルミ缶・陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・小型家電・電池・スプレー缶・蛍光灯 等	週1回
資源 A	紐十字縛り	新聞・紙パック・ダンボール	月1回
	透明袋	古着	
資源 B	紐十字縛り	雑誌・チラシ・雑紙・紙箱 等	月2回
ペットボトル	コンテナ	ペットボトル	月2回
粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電4品目除く）・家具類・寝具類 等	随時



【新分別区分・収集形態・収集回数】

	新分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
ごみ	もやすごみ	もやすごみ用 専用指定袋	生ごみ・皮革・ゴム類・再資源化できない紙、布、再資源化できないプラスチック など	週2回
	その他不燃ごみ	共通指定袋	小型複合製品・傘・小型家電、陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯 等、指定袋に入るもので、かつ5kg未満のもの	週1回
	粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電4品目を除く）・家具類・寝具類・指定袋に入らないもの（棒状のものは1メートル以上）。または、5kg以上のもの	随時
資源	缶・ペットボトル	共通指定袋	飲料用のスチール缶と飲料用のアルミ缶 飲料、酒類、調味料（食用油脂を含まない）のペットボトル	週1回
	びん	コンテナ	ガラスびん （飲料用、食品用のガラス製容器）	月2回
	資源(紙資源等)	紐十字縛り 共通指定袋 (古着)	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋等	月2回
	プラスチック資源	共通指定袋	容器包装プラスチック プラスチックの製品 (プラスチック素材かつ長さ50cm未満)	週1回

リユースを目的とした古着の拠点回収（実証実験）を始めました！

市内の商業施設等で、令和6年11月から古着の拠点回収を始めました。対象は、下着や着物などを除く再利用が可能な衣類です。



回収ボックス設置施設

ダイエー西宮店	西宮市浜松原町 21-1
Corowa 甲子園	西宮市甲子園高潮町 3-3
アクタ西宮ステーション	西宮市北口町 1-1
イオン西宮店	西宮市林田町 2-24
山口支所	西宮市山口町下山口 4 丁目 1-8
阪急オアシス名塩店	西宮市名塩新町 8
大社公民館	西宮市柳本町 1-37
本庁	西宮市六湛寺町 10-3

新分別区分のポイント



※ 指定袋は「もやすごみ」「共通指定袋」の2種類です。

※ 「その他プラ」の袋を「共通指定袋」へ変更します。

※ 令和8年4月以降も「その他プラ」の袋は「共通指定袋」として使用できます

※ 使用済み小型家電は「回収ボックス」と「その他不燃ごみ」で出すことができるようになりました

※ 「缶」と「ペットボトル」を一緒に収集します（ペットボトルの収集回数が増えます！）

※ 「資源 A」と「資源 B」は「紙資源」に統合して月2回の回収とします（ダンボールの収集回数が増えます！）

※ 「コンテナ」は月2回の「びん」の回収時にのみ使用します

※ 「その他プラ」とプラスチック製品を合わせて「プラスチック資源」として収集します（※先行収集地区も令和8年4月～）

問い合わせ

西宮市役所美化企画課
☎0798-35-8653